9・21講演討論会（記録）

2019 年 9 月 21 日「存亡の危機に立つ労働組合と憲法 28 条―関生労組つぶしは何を意味するか」と題して労働問題研究者の熊沢誠（甲南大学名誉教授）の講演討論集会が名古屋市熱田区の労働センターで開催された。東海地区で労働組合運動や市民運動をになう 120 以上の人々が、政治的立場を超えて集まった。愛知、岐阜、三重、静岡からの参加があった。関生支部労組の正当な組合運動に対する空前の弾圧を、見逃すことはできない、として　6　月に結成された東海の会の主催だ。講演と討論を通じてこの問題を、もっと多くの労働者・市民に自分のこととして、知らせ、抗議の輪を広げ、この弾圧を跳ね返すことの意義か強調された。大阪から参加の関生労組員の N 氏（組合員）の発言、不当な逮捕―釈放勾留中に解雇され、生活が困窮してもなお闘う姿勢が多くの参加者に感銘を与えた。この集会が弾圧に屈することなく、自らやってきた労働組合活動に誇りをもちその活動を守り抜く、N 氏をはじめとした関生労組員に少しでも勇気づけることができたとすれば、成功といえる。マスコミや政党がこの問題を取り上げず、日本の厳しい政治状況がある。だからこそ、政治的な立場を超えた運動が必要だ。闘いは、始まったばかりだ。11 月　大阪での全国集会に東海地区から多くの人々を送り出そう。（文責：関生東海の会　IM）

はじめに、司会進行役の植木さんは、愛知トリエンナーレ『表現の不自由展その後』の中止の問題に言及し、この企画展を批判する人は本当にそれを見て批判しているのか？関生の問題もいろいろな非難がある中で事実をきちんとみて自分たちで考えることをめざして、今回の講演会が企画されたこと、活発な詩論を期待するとの発言があった。

共同代表　石田さん　多数の参加に感謝　関生の運動の支援が広がる一方で、そう簡単にはいかない状況にある。私たちの運動が息の長い運動となるよう、今日の熊沢先生の講演を糧にしてきたいとの挨拶があった。熊沢先生の熱い講演に会場一杯の参加者が聞き入った。

マスコミが無視する関生支部弾圧問題/まれにみる常軌を逸した弾圧

関生支部弾圧問題は、ことの重要さにかかわらずマスコミではほとんど報道されることはない。関生支部とは、生コン工場で働く労働者、生コン輸送の従事する労働者を企業の枠を超え組織している産業別業種別労働組合である。全日本建設一般連帯労組に所属する関西生コン支部はそれ自体ひとつの単組として行動している。関生支部の極めてまっとうなで正当な労働組合運動が昨年来　弾圧の標的にされ、警察は 84 名を逮捕、検察は 40 名以上を起訴、10 名以上が長期拘留されている。これは日本の戦後史、世界の労働運動史の中でもまれにみる常軌を逸した反動的弾圧といえる。

なぜ常軌を逸した弾圧といえるのか

それは　世界の労働者の長年の闘争の成果、到達点である労働組合運動承認の「黄金律」といえる原理を蹂躙するものである。労働組合運動承認の実質的内容である「黄金律」とはなにか？それは正当な労働組合運動にたいして二つの免責を与えていることである。ひとつは①民法上の免責（「企業取引」の制限とうことだけでは損害賠償は請求できない）経営者は正当なストライキを営業妨害として損害賠償することはできないといこと、もう一つは②刑事上の免責（一人による行動が合法であれば組合が集団で行っても合法）だ。

　イギリスの権力は 1870 年代「刑法修正法」でストライキを無効にするスト破りに対するピケットが　妨害、脅迫、監視、追跡、包囲として違法化し弾圧した。そのことを跳ね返すことが刑法上の免責の獲得であった。

先進国ではこの原則が法律的に保障され　日本でも憲法 28 条における労働 3 権の保障の上で①は労働組合法　第 8 条　②は 1 条 2 項において規定されている。ピケットラインが非合法であればストライキは成り立たない。日本においてはピケットラインの正当性があいまいになっている。（平和的説得なら合法が判例）　関生弾圧は、明らかに刑事免責を蹂躙する常軌を逸したものだ。

今なぜ戦後史の画期をなす弾圧が可能なのか

背景にあるいのは近年の日本の労働組合運動の衰退だ。それがなければこのようなことはできない。組織率は低下しているが欧米に劣ってはいない。だか、労働組合運動の力がない。組織労働者の中核部隊である大企業の主流派労働組合が徹底的にスト離れをしている現状。ピケットラインなど問題外。春闘　グランドにあつまって気勢をあげるだけでストライキはだれもいわない。ストライキは今や博物館へいってしまった。中小企業の一部反動的経営者へのストライキを除いて。日本の労働者がいかにストライキを忘れているかを示す端的な指標としてストライキ損失日数があり、2015 年　日本は 15000 日（1 年間 1000 人の労働者が 15 件　1 日ストをする水準）日本より組織率の低いアメリカでは日本の　49　倍、労働者数の少ないイギリスでも 11 倍、労使関係安定とされるドイツでも日本の 73 倍ある。日本の労働組合のストライキは、ほぼ皆無とってよい。

　「いまどきストライキかよ」という右翼ゴロツキの発言は、いまや一般市民や一般の組織労働者にも広く浸透しているのではなか。そこが一番危機的といえるところだ。そういう「空気」の中で権力は、関生のようなストライキをやってる「一部の過激な」労働組合運動を弾圧したところで大衆的な労働運動の抵抗や反撃はないだろうと読んでいる。それを見越して弾圧している。

なぜ関生労組がターゲットにされているのか

ここが今回の話の枢要なポイントでとくに強調したいことだ。それば関生労組がすでに日本の労働組合で例外となったまっとうな労働組合であるということだ。まっとうで正当な労働組合であるがゆえに弾圧されている。それは光栄なことだ。

なにがまっとうなのか　まっとうさはどこにあるのか 3 点ある
第一に組織の形態　本勤（正社員）だけでなく日雇常用労働者、労働組合と生コン製造、輸送業者との労働者供給契約による就労（センター就労）など非正規労働者も包括し企業の枠を超えて、産業別、職業別労働組合として組織していることである。普通の日本の労働組合は企業の枠内で、もっぱら正社員を組織している。
第二に（ここが大切）独自の産業政策を推進していることである。労働条件の改善と生コン品質維持のために　雇用主である生コン製造＆輸送の中小企業の経営安定が不可欠であるとし　川上のセメント会社の値上げ圧力と川下のゼネコンの値下げ圧力なかで中小企業を協同組合に組織し共同購入、共同販売でこれに対抗し、経営安定をはかりつつ協同組合とに集団交渉で労働条件を改善していくとうもの。そのために生コンの品質や単価や輸送費の単価も労働組合運動の要求として掲げている。産業別、職業別労働組合関生の闘いよって関西の生コン単価は他の地区にくらべ高いし水準となり、労働条件の改善に反映されてきた。
第三に行動だ。ストライキをやる労働組合であること。 労働条件だけなく　輸送費の値上げも要求するストライキ。協同組合外の業者へのスト破りに対する行動、価格、品質、安全への監視行動を行っている。

資本と警察権力の弾圧の具体像

大阪広域協の変質　ボスの支配　関生を　背景にゼネコンの意図それへの忖度があったのではないか。関生と手きらなければ仕事をまわさない。協同組合の理念の蹂躙、あからさまな不当労働行為である。右翼、排外主義者の暴言と恫喝が先行した。大阪府警、滋賀県警　が現場での説得やピケを脅迫、恐喝、威力業務妨害として不当逮捕、起訴。良心的経営者も逮捕―協定価格での購入要請が犯罪に。家宅捜査による電話やメール履歴、資料の押収。共謀罪先取的捜査。関生と手を切ること＝転向の強要、長期拘留、家族にも圧力（治安維持法下で特高警察と同じ）。不当労働行為を警察がやっている異常。刑法上の免責の明らかな蹂躙。戦前と違うのは拷問がないだけだ。
　裁判により正当な労働組合活動でないとされ刑事上の免責が否定されれば、心配なのは民事上の免責もなくなり、損害賠償を求められるかもしれない。
　滋賀県警「おれは本庁の指示で動いている」背後に警察庁、内閣―権力中枢の意図がはたらいている。2019 年日本の権力と資本が許すのは、大企業の財務にはいささかの打撃にもならない、つまり一切商売の邪魔にならない、およそストライキやピケなど考えない形式的な労働組合だけである。権力とっては　、反体制的であっても存在が小さく影響力のないもの、

勢力が大きくとも体制に脅威とならないものの両者は許される。ある程度勢力が大きく影響力のあり、反体制的なものは許さない。それが関生支部であった。労働組合運動の研究者の立場からそのように考える。

民主主義について考える。関生弾圧は憲法違反。関生労組擁護は必須の護憲運動

労働者にとって真正の民主主義となにか民主主義の神髄は By the Peaple。それなしには民主主義は考えられない。生活に深刻な影響を及ぼす事柄への当事者の決定権、少なくとも決定参加権こそが民主主義の内容だと考える。財産も権力もない一介の労働者にとって生活に深刻な影響を及ぼす事柄＝労働条件への決定参加は、労働三権が保障された労働組合運動を通じて実現できる。そのことを産業民主主義といい憲法 28 条に労働三権の保障として明記されている。産業民主主義すなわち憲法 28 条が空洞化するならば、労働者にとって民主主義は虚妄である。政治的民主主義~~(産業民主主義~~（参政権、選挙権）で労働条件を維持向上させることには決定的に限界がある。議会で労働者の賃金や労働時間、職場に安全を決めることはできない。できるとすればそれば全体主義国家だ。まっとうな労働組合を一掃するがごとき弾圧は最も悪質な民主主義の破壊である。護憲を語るなら関生の問題を避けることはできない。どんなに知られていなくてももっとも必要な運動。

護憲派に対する不満/産業民主主義の鈍感さ

なぜ関生問題がなかなか広がらないのは、護憲派は産業民主主義の危機に対してあまりも鈍感であるからだ。労働組合のナショナルセンターやリベラルな市民運動、共産党、立憲民主党も沈黙している。そしてマスコミの恐るべき無関心あるいは無視。ストライキやピケは時代遅れだとう一般的空気。大手はストライキは、できなくなっている。議会主義は尊重する市民の「良識」からすれば 関生の運動は弾圧されて当然の過激な運動の見え異端視されている。
近現代日本の産業民主主義の根の浅さがある。戦後民主主義 階層的ライフスタイルの理念的否定が民主主義の内容であって 個人の自由や表現の自由や同調圧力に屈しない抵抗、労働運動の考え方は戦後民主主義の中では軽視されてきたのではないか
産業民主主義に対する鈍感さは多数者の少数者の暴力になりうる。特定の労働現場に働いている一部の労働者だけが痛感する切実なニーズに対する一般国民の抑圧に通じる。
イギリスに滞在時 消防夫のストライキに対する 女性市民は、不満を口にする一方で、それならば消防夫にストライキ権を与えることに反対かとの質問にたいして、わたしはそうは思わないと答えた。なぜなら 危険な火の中に入って命を懸けた仕事に従事する労働者の賃金がいくらで あるべきか ということについては、実際に火の中に入る人が発言して当然であり、そのためにはストライキ権をあたえることは当然と答えた。私は感動した。産業民主主義とはそういう意味だ。

深刻な労働問題の解決策は、労働組合運動勝ち取るべきものではなく、常に法律、行政措置あるは心理的コンサルティングにゆだねられている現状がある。教員や医者、バス運転手など労働問題の深刻さは指摘されるが労働運動の衰退とその再生については語られない。労働組合に期待されていない風潮は克服されなければならない。

関生弾圧問題は護憲運動の喫緊に課題。ファシズム到来の可能性。ファシズムは、表現の自由とともに労働組合運動の弾圧から始まる。組織労働者の組織的抵抗がなくなったとき民主主義は崩れ去る。関生の運動はわたしたちの問題だ。この問題を政治問題にする必要。大阪広域協、滋賀県警本部長を国会承認喚問そして今なお拘留されている関生支部武委員長に「われわれは何を求めてきたのか」を語らせよう。

私は、今日 81 歳の誕生日です。年をとればとるほど過激になる。安んじて死んでいくことはできないと講演を締めくくった。

第 2 部　討論

講演につづいて 第 2 部　討論が　共同代表の柿山さんの司会で行われた。

柿山さんは、自己紹介のなかで　所属していた海員組合について、個人加盟の産業別単組として関生支部とよく似た組織だか、戦前の体制（報国会）をそのまま戦後そのまま引き継いだあたらえられた産別組織として発足。だが非常に強い組織で 70 年代には 90 日間のストライキで全国の港で船を止めた。 産別賃金を獲得した。会社変わっても職能を評価は継続された。円高、開運不況の中で産別賃金もなくなり、中小では自殺者のでるほどの首切りが行われた。現在では多くの船員が外国人となっている。企業別格差があまりに拡大し統一交渉はできなくなった。もともと労使協調　合理化協力の体質があり、下げ潮の中では闘うことができなかった。

なぜ関生を支援するのか　関生が中小の労働者のために政策闘争をやり、必要があればストライキも打てるまっとうな組合であるからだ。海運組合が瓦解寸前の時、関生の存在を知っていたがその時は「関生に続こう、関生を目標にしよう」と言えなかった。なんとしてもこの組合はつぶしてはいけないと思った。

熊沢さんの講演に対する質問への回答

生コン協同組合の大阪広域協は、関生と協力してきたのに、突然関生つぶしに狂奔するようになったのか？

➡わからない
➡愛知連帯ユニオン　G さんの補足
もともと　一面共闘　　一面闘争でやってきた。この大阪の生コン価格は、共闘の成果での地区

の単価を大きく上回る水準の単価を獲得してきた。（関西 18,000 愛知 10,000） 関西の生コン事業者は、経費が同じなら愛知の 8 倍の利益がある。その利益はまずもって企業に行く。当然企業であるので利益で動く。利益次第で組合と共闘または対決する。協同組合にはもともと 2 面性がある。組合も相当苦労して労働条件を勝ち取ってきた。

昨年、公然と敵対したのは 警察権力が徹底した関生組合つぶしに動くことを察知したからではないか。警察は事業者に対して関生から手を切ることをせまった。関生と協力するなら逮捕、共謀で起訴、逮捕されたくなかったら関生と手を切り被害届を出せと迫っている。（大津 湖東協事件）

日本の労働組合は、産業別組合への結集とならず弱体化の原因ともいわれる企業別組合が中心となってしまった？

➡60 年代人手不足の時代 賃上げのエネルギーは爆発したが、日本の諸外国にあるような労働条件なかんずく賃金の標準化を打ち立てることができなかった。職種別賃金（同一労働同一賃金）を要求もあったが、ベースアップが関心の中心であった。企業に長くくいてそこで昇進昇格していくことがその後能力主義労務管理のもとに日本の労働者に生き様になってしまった。戦後設立された労働組合は事業所別であり必ずしも企業別ではなかった。事業所横断の地域産業別の統一交渉の可能性はあったが、企業の立ち直りともに各地の事業所別組合は、企業別単組に糾合されていった。
➡企業別組合の弱体化（正社員の労働組合としても規制力を失う）は、企業の能力主義労務管理の浸透による労働条件の個人化、労働者の苦しみの個人化、不遇な労働者の個人責任化にある。

護憲運動が議会主義に収斂されてしまったのか。革新政党はなぜ沈黙しているのか

➡議会主義は、国民のいやがることは言わなくなる
➡先端で過激な運動は必要 ➡国民の理解？ 国民はわれわれの敵かもしれない
➡ラジカルな市民がこの問題を政治問題にしていく

このほか 関生と沖縄 連帯運動についての質問、三重ユニオン、東海合同労組、愛知健康センター等からの質問や意見表明があった。

大阪からこの集会に駆け付けた関生労組員の N さん 拘留中に解雇、闘い続けるとのの発言は、参加者の胸をうった。

N さんは次のように発言した。

一般組合員で話すのは苦手、足が震えている。

博物館ゆきのストライキをして逮捕された。逮捕されるはずがないとおもっていたがちょうど 1 年前の 9 月 18 日 早朝 5 時に 自宅で逮捕された。ただのいやからせだというのがよくわかる。逮捕勾留しても 10 日したら放置された。なにも調べにも来ない。完全黙秘の方針だか 弁護士から雑談なら応じてもいいとの許可をもらった。担当刑事は雑談から巧妙に誘導するではなくいきなり直球の質問をしてくる。その都度完全黙秘で対応。接見禁止が付き家族との面会もできなかった。勾留中に会社から解雇通知がきた。面会のアクリル板越しにそれを確認した。もう一人同じ職場の副委員長は、同じ日に逮捕されたてすくに解雇通知がきたことはしっていた。45 日間の勾留を経て 11 月 1 日に釈放されたが、解雇撤回闘争をしようにも弾圧はとまらない。大阪広域協は弾圧に便乗し未だに 次々と関生色の強い輸送業業者の取引を切ってきている。仕事を奪われ生活が脅かされている。たしかに世間からみたら過激な運動をしている、弾圧されても当然と見られている。一般組合員として組合活動をしてきた。世間がいうように決して過激ではなく あたりまえのことをあたりまえに言っているだけ。広域協組には何度も話し合いを求めてきた。しかし言葉を濁し約束を守らないので 2017 年 12 月 に 4 日間のストライキで約束の履行をせまった。そのことを契機に 90 名近い仲間が逮捕された。京都府警は、日々雇用の組合員を本勤(正社員)にすることや理由なく拒まれた幼稚園入園の手続きに必要な就労証明の発行を要求したことを強要として組合員を逮捕。今なお接見禁止で勾留している。ひどい異常な状態。逮捕されても当然という空気。新聞記者の関生のことをもっと取り上げてほしいとの要望に、その新聞記者は足を運び取材をすることもなく「YouTube を見たのか、あんな労働組合ということをしっているのか 大丈夫なのか」新聞記者がそのレベルだ。反社会的というレッテルをはるのもいいが私たちのことをよく知ってほしいと心からおもう。今どんな状況なのが是非広めてほしい。 ストライキを威力業務妨害として逮捕起訴された。同じように やっているのに起訴されていない仲間もいる。止まらない弾圧。いくつも用意していると警察。警察から逮捕の情報が事前に大阪広域協にリークされていた。9 月 18 日の自分の逮捕の時もそうだ。早朝の逮捕、子供たちがびっくりした。弾圧のインパクト、泣く泣く泣く従業員を切らざるをえない経営者、この機に これまでの仕返しばかりに、堂々と首を切る経営者もいる。いづれにしても不当弾圧であり国策捜査であると思っている。反戦、反核、基地反対 今の国の政策に反対する集団だからつぶしてしまえという状況だと思う。

いくつもの裁判と労働委員会。相手は裁判をやらせるだけやらせ、金がなくなり疲弊し、やめなければならない状況をまっている。

これだけの人が参加してくれた。連帯の熱意に感謝している。この熱意に負けないようにしたい。自分の大好きな先輩、仲間がまだ勾留されている、この人たちを取り戻すという目的もある。闘っていきたい。それには皆さんの協力が必要。言葉にあらわされないくらい今、胸がいっぱいだ。ありがとうございます。

熊沢先生のまとめ

どうやっていくのか　東京急で街頭での告発行動はどうか
日本の民主主義における産業民主主義の問題を再度強調したい。
労働組合運動の独自性/市民運動から自動的に労働組合運動の支持は生まれない
予想を超える来場者と充実した討論ができたことに感謝

主催者から先生の誕生日の花束がおくられた。

事務局から賛同団体11　個人会員 127 名　本日新たに 5 名の加入があったことが報告された・

中谷弁護士のまとめ

今日の講演は勉強になった。
表現の自由と労働組合の弾圧からファシズムが始まる。今愛知で起こっている「表現の不自由展　その後」中止問題。本日開催の検証委員会で実行委員会からの発言が封じられた。労働組合への前例のない弾圧と同時に起こっている。弁護士は決して敏感ではない。関生問題で決議あけるためのエネルギー。自由法曹団支部での声明は、議論を重ねようやくあがった。過去の路線対立に拘泥する　もうそんな時代ではない。日本は変わりつつある。民主主義を守るために今何をすべきか、広く議論をする必要がある。要求闘争は実力闘争だ。要求を抑えてはいけない。見える運動をしなければ、今の裁判は負ける。見える運動をどれだけやっているのかが問題。身をかけてでも闘う時代だ。そうしなければ今の日本は一気に雪崩を打つようにかわってしまうだろう。そういう危機をもっている。そんなことを許してはいけない。労働組合　がんばりましょう。

　最後に事務局からカンパの要請とともに、11 月 16 日に大阪で開催される　関生支援の全国集会にいって　直接　関生の　人を実際に　見て、聞いて、話してともに行動していこうとの呼び掛けがあった。

＊憲法 28 条
勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
＊労働組合法　8 条
使用者は、同盟罷業その他の争議行為であって正当なものによって損害を受けたことの故を

もって、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない。

＊労働組合法　第１条

1. この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。
2. 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 35 条の規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であって前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない。

＊刑法第 35 条
法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

＊産業民主主義（百科事典　マイペディアの解説）

使用者と労働者との社会的関係を民主主義的にしようとする考え方。英国の社会思想家ウェッブ夫妻が，1897 年の著書のタイトルに用いて以来，一般化した。ただし，その具体的な内容は歴史的な変化をこうむっており，当初は団体交渉権の確立，労働法規の完成を基本とする穏健な労働組合主義をさしたが，さらに労働者の権利を資本家のそれに近づけることを目ざす考え方へと展開した。今日では労働者のさらに広範な管理への参加が目され，労使協議制，労働者による自主管理運動などをふくめ，英国のみならず，ドイツやフランスでもさまざまな成果を生んだ。